

私立学校等の設置等に関する審査基準

平成 5年 4月 1日
平成 6年 9月30日一部改正
平成14年10月 1日一部改正
平成15年10月 1日一部改正
平成19年 9月14日一部改正
平成20年10月 1日一部改正
平成24年10月12日一部改正
平成25年 3月15日一部改正
平成28年12月26日一部改正
平成30年10月31日一部改正
令和 4年 1月20日一部改正
令和 5年 2月 1日一部改正

私立の学校（大学及び高等専門学校を除く。）、専修学校及び各種学校（以下「私立学校等」という。）の設置等の認可について、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）その他の法令の規定によるほか、この審査基準の定めるところによる。

第1 私立学校等の設置を認可する場合

1 基本事項

(1) 私立学校等を新たに設置する場合は、次の事項を満たさなければならない。

ア 社会情勢の変化に伴う新たな需要や取り巻く諸課題に関して、私立学校等を設置することにより、長野県内の園児、児童及び生徒（以下「生徒等」という。）に対し、どのような教育を施していくのかが明確であること

イ 長期的かつ安定的に生徒等の確保を図ることができる見通しであること

(2) 私立学校等の設置者は、開校後もこの審査基準で定めるものより低下した状態にならないようにすることはもとより、これらの水準の向上を図ることに努めなければならない。

2 立地条件について

私立学校等の位置は、教育上及び保健衛生上十分適切であり、当該私立学校等が他の私立学校等と不当に競合することなく、その役割を十分に果たすことが期待されるものであること。

3 名称について

私立学校等の名称は、その目的及び学校名としてふさわしく、かつ、既設校の名称と紛らわしくないものであること。

4 施設及び設備について

(1) 施設（校地及び校舎等の構築物をいう。）及び設備は、設置者の自己所有であること。ただし、次に掲げる場合はこの限りでないこと。

ア 校地について、国若しくは地方公共団体の所有地の場合又は相当長期間にわたり安定して借用できることが確実である場合であって、教育上支障がないと認められる借用である場合

イ 校舎等について、次のいずれかに該当する場合であって、教育上支障がないと認めら

れる借用であることが確実である場合（校舎等として専用できる場合に限る）

(ア) 国又は地方公共団体の所有であり、自己所有できないことについて特別の事情がある場合

(イ) 自己所有部分の面積が専修学校設置基準（昭和 51 年文部省令第 2 号）第 47 条及び第 48 条に規定する校舎の基準面積を満たし、かつ、借用部分の面積が自己所有部分の面積を超えない場合で、相当長期間にわたり安定して借用できる場合（設置日から相当の期間を経過した専修学校であって、その設置者により安定的な学校運営がなされているものに限る。）

ウ ア及びイに掲げるもののほか、小学校・中学校の修学年齢に相当する生徒を対象とした外国人学校（各種学校に限る。）の施設についての借用であることが確実である場合

エ 教育上支障がないと認められる設備の借用であることが確実である場合

(2) 校舎等は、開設しようとする前年の県私立学校審議会開催時に、全体の概ね 8 割以上（年次計画で整備するときは、初年次計画の概ね 8 割以上）の工程が終了しているものであること。

(3) 校地は、開設時まで教育上支障のないよう整備されるものであること。

(4) 校舎等を年次計画で整備するときは、当該学校の教育上支障のない年次計画により整備されるものであること。

(5) 校舎等と運動場は、同一の敷地又はその隣接地に設けるものであること。ただし、施設間の移動が安全かつ短時間に行われ、教育に支障が生じないと認められる場合はこの限りでないこと。

(6) 新たに設置される私立学校等が、同一法人の設置する他の私立学校等と同一敷地又はその隣接地に併設される場合、普通教室を除き、教育上支障がない範囲で他の私立学校等との施設・設備の共用を認めるものとする。

5 収容定員について

収容定員の設定は、生徒等の数の将来の見込みを十分考慮した上で、定員設定の妥当性を示すとともに、学校運営に支障を来さないものとする。

6 通信制高等学校の教育区域について

通信制高等学校において、本県以外の都道府県を教育区域に含む場合は、教育区域ごとの必要性及び目的を示すこと。

7 資金等について

(1) 私立学校等の施設及び設備の取得に要する資金その他学校設置のために要する資金は、その全額が設置者の自己資金によるものであること。

ただし、日本私立学校振興・共済事業団及び（公社）長野県私学教育協会からの借入れは認めることができるものとする。

(2) 設置認可申請時において、当該私立学校等の開設年度の経常経費（人件費、物件費、借入金利息の合計額をいう。）の 2 分の 1 に相当する資金を保有していること。

ただし、施設を自己所有しない場合は、当該私立学校等の開設年度の経常経費の 2 分の 1 に相当する資金に加え、完成年度まで（開設年度から 3 年間で限度とする。）の経常経費の財源に充てる自己資金に相当する額を保有していること。この場合において、保有すべき資金額は開設年度の 1 年分の経常経費に相当する額を限度とする。

(3) 小学校・中学校の修学年齢に相当する生徒を対象とした外国人学校（各種学校に限る）について、市町村が当該学校の設置を要望しており、設置された学校の経営に著しい支障が生じた場

合に、当該市町村が、当該学校に在学する者の適切な就学を維持することができるよう、転学の斡旋等の措置を講ずることを明確にしている場合には、開設年度の経常経費の6分の1に相当する額を保有していること。

8 教職員について

(1) 学校の校（園）長、副校（園）長及び教頭の資格に関し、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「規則」という。）第21条又は第22条（以下「各条」という。）を適用する場合は、各条に掲げる要件のいずれかに該当することを具体的に示すこと。

(2) 学校を設置するときは、開校から3年が経過するまでの間において、教員は、次のいずれかに該当する者を1人以上（前号を適用したときはその人数を加算する。）置くこと。また、事務職員においても、他の学校において同等の職にあった者を1人以上置くよう努力すること。

ア 法第1条に規定する学校で校（園）長、副校（園）長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭の職に1年以上（教諭の職にあつては5年以上）あつた者

イ 教育に係る業務に1年以上従事していた者

ウ その他教育に関し高い識見を有する者

第2 設置者の変更等を認可する場合

1 設置者の変更等を認可する場合は第1に準じて審査する。

2 収容定員の変更（総数を増加する場合に限る。）及び広域の通信制高等学校において教育区域の変更（教育区域の追加に限る。）にかかる変更認可申請をするときは、第1の5及び6に規定するもののほか、既存の私立学校等の定員充足状況等を考慮すること。

第3 私立学校等の廃止を認可する場合

1 当該私立学校等に在籍する生徒等並びに教職員の処置に遺漏がないこと。

第4 第1から第3の認可に係る標準処理期間は別表のとおりとする。

第5 その他

1 申請者が、次のいずれかに該当するときは、認可をしないものとする。ただし、私立学校等の廃止、収容定員及び通信制高等学校における教育区域並びに通信教育連携協力施設を減じる申請を除く。

(1) 法第4条第1項、第130条第1項及び第134条第2項の認可の申請又は政令に定める届出において、偽りその他不正の行為があつた者であつて、当該行為が判明した日から起算して5年以内で相当と認める期間を経過していないもの。

(2) 私立学校等の設置の手續等に関する規則（昭和59年長野県規則第2号）第2条に規定する事業計画書の履行の状況が著しく不相当と認められるとき。

第6 この審査基準の運用に関して、必要な事項は別に定める。

附則

1 この基準は、平成5年4月1日から施行する。

附則

1 この基準は、平成6年9月30日から施行する。

附則

1 この基準は、平成14年10月1日から施行する。

附則

1 この基準は、平成15年10月1日から施行する。

附則

1 この基準は、平成19年9月14日から施行する。

附則

1 この基準は、平成20年10月1日から施行する。

附則

1 この基準は、平成24年10月12日から施行する。

附則

1 この基準は、平成25年3月15日から施行する。

附則

1 この基準は、平成28年12月26日から施行する。

附則

1 この基準は、平成30年10月31日から施行する。

附則

1 この基準は、令和4年1月20日から施行する。

附則

1 この基準は、令和5年2月1日から施行する。